

# グリーン調達基準書



2018年4月1日 第19版

## はじめに

グローリーはその経営方針に環境保全を織り込み、環境保全を経営の重要な一要素としています。事業活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていくため、環境マネジメントシステムを導入し、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、化学物質の適正管理から環境配慮型商品の開発まで幅広く取り組んでいます。

環境配慮型商品を提供するための、製品（材料、部品、ユニット等）調達段階での取り組みとして、グローリーは環境に配慮された製品を、環境保全に協力的な取引先から調達する「グリーン調達」を推進いたします。

グローリーのグリーン調達は本ガイドラインに基づき推進いたしますので、お取引先様のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

グローリー株式会社  
環境マネジメント担当役員  
山本 勝則

# 目次

	頁
1. グローリーの環境方針	4
2. グローリーのグリーン調達の方考え方	5
2-1 目的	
2-2 適用範囲	
2-3 評価基準	
3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準	6
3-1 環境マネジメントシステムの構築	
3-2 製造工程で使用する環境影響物質の不使用	
3-3 製品含有化学物質管理体制(CMS)の構築	
4. 調達する製品に関する評価基準	7
4-1 グローリー指定化学物質の規制遵守	
4-2 省エネルギー	
4-3 再資源化への配慮	
4-4 処理、処分の容易化	
4-5 包装材の環境配慮	
5. 情報の提供	9
5-1 納入品に関する情報の提供	
5-2 非含有保証書、含有報告物質(SVHC)確認書の提出	
5-3 回答方法	
6. お問い合わせ先	10

## 【添付資料】

- 様式 a R o H S 指令の特定有害物質に関する非含有保証書
- 様式 b 含有禁止物質に関する非含有保証書
- 様式 c 含有報告物質(SVHC)確認書

## 1. グローリーの環境方針

グローリーでは、その環境保全活動の行動指針として「環境方針」を定めています。

### グローリーグループ環境方針

私たちは地球にやさしい行動と環境に配慮した製品・サービスを提供し、持続可能な社会の実現に貢献します

1. 法令等の遵守  
環境法規制やステークホルダーからの要求事項を遵守する。
2. 地球温暖化の防止  
エネルギーの使用を削減し、温室効果ガス排出の低減に努める。
3. 資源循環の推進  
資源の有効な利用に努め、製品の回収・リサイクルを推進する。
4. 化学物質による汚染の予防  
化学物質を適正に管理し、製品の有害物質を削減する。
5. 生物多様性の保全  
地域貢献活動を通じて、一人ひとりが生態系の保全に努める。
6. 環境情報の適正な開示  
情報開示を積極的に行い、ステークホルダーの要望に応える。

本方針を実現するため、環境目標を定めて取組み、継続的な改善を図る。

この環境方針は、当グループのために働くすべての人に周知するとともに、外部からの要請に応じて開示する。

環境マネジメント担当役員

山本 勝則

## 2. グローリーのグリーン調達の方考え方

### 2-1 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない資材を購入することで、お客様に環境に配慮した商品を提供し、地球環境保全、及び循環型社会の構築に貢献することを目的とします。

### 2-2 適用範囲

本基準書は弊社と取引しているお取引先様の環境保全活動、及び調達する製品（材料、電気部品、機構部品、ユニット、完成品等）について適用します。

### 2-3 評価基準

グローリーは、以下のようにグリーン調達を推進します。

- a) お取引先様の環境保全活動に関する評価基準  
環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達
- b) 調達する製品に関する評価基準  
環境負荷が少なく有害化学物質を含まない製品の調達

### 3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準

#### 3-1 環境マネジメントシステムの構築

弊社が調達する製品を製造している工場、事業所等において環境マネジメントシステム（EMS）<sup>\*1</sup>を構築している。

EMSは、第三者認証（ISO14001<sup>\*2</sup>、エコアクション21<sup>\*3</sup>、エコステージ<sup>\*4</sup>、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード<sup>\*5</sup>等）の取得が望まれますが、自社構築<sup>\*6</sup>でも可とします。

\*1 環境マネジメントシステム

環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステム（仕組み）

\*2 ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格

\*3 エコアクション21

環境省がガイドラインを策定し、（財）地球環境戦略研究機関が運営する制度

\*4 エコステージ

一般社団法人エコステージ協会が開発し、普及を進めている制度

\*5 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

「特定非営利活動法人・KES環境機構」が運営する制度

\*6 自社構築

自社構築の場合は、以下の4項目を含むEMSを構築してください。

- ①環境方針の策定
- ②環境負荷の把握
- ③環境目的・目標の策定と実施
- ④環境管理組織体制の設置

#### 3-2 製造工程で使用する環境影響物質の不使用

納入品の製造時に、「グローリー指定化学物質リスト」表1-007項（オゾン層破壊物質）記載の化学物質を使用することを禁止します。但し、HCFC類を除きます。

なお、分析・測定及び商品開発など納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機・空調機での使用は対象外とします。

#### 3-3 製品含有化学物質管理体制(CMS)の構築

お取引先様には、納入品に含有する化学物質を適切に管理するために、製品含有化学物質管理体制（以降CMS）の構築をお願いします。管理対象物質は弊社の定める含有禁止物質および含有報告物質を必須とし、含有管理物質を任意とします。

CMSの基本的な考え方および実施項目は、JAMP<sup>\*8</sup>（アーティクルマネジメント推進協議会）より発行された「製品含有化学物質管理ガイドライン」に記されており、以下のホームページからご参照頂けます。

また、上記以外のCMSを構築されている場合は、その内容を確認させて頂きます。

JAMP ホームページ <http://www.jamp-info.com/dl>

お取引先様のCMS構築・運用状況を確認するため、上記ガイドラインによる監査を実施させて頂く場合があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせて頂き、適切な改善が見られない際は取引内容を見直す事があります。

## 4. 調達する製品に関する評価基準

### 4-1 グローリー指定化学物質の規制遵守

#### a) 指定化学物質選定の考え方

グローリーは、納入品(グローリー製品の構成部材またはOEM製品)に適用する化学物質規を定め、お取引先様に遵守をお願いしております。対象化学物質としては、EU RoHS指令やREACH規則などの国際的な法規制に関わる物質、および日本の法律の中で特定化学物質の製造・輸入・使用を規制する「化学物質の審査及び製造などの規制に関する法律(化審法)の「第一種特定化学物質」などを本調達基準において指定化学物質として規定しております。詳細は下記b)をご参照ください。

#### b) グローリー指定化学物質

納入品(グローリー製品の構成部材またはOEM製品)は、弊社が定める下記①～③の各規制に適合していること。

但し、購入仕様書、図面等に個別の指定(例えば、下記物質群以外の化学物質に関する指定、異なる含有禁止基準、または異なる除外用途の適用等)がある場合はそれらを優先します。

また、本項における包装材は、お取引先様(またはお取引先様が業務を委託した運送業者)が行った包装を弊社で開梱せず、そのまま弊社の顧客に渡る包装材を対象とします。

万一納入品に弊社が定める禁止対象物質の含有が有り、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき瑕疵担保責任を負っていただく場合があります。

#### ①含有禁止物質

- ・納入品(包装材を含む)には、「グローリー指定化学物質リスト」表1に記載の化学物質の含有を原則として禁止します。
- ・対象物質、含有禁止基準、及び含有率算出の考え方等の詳細については「グローリー指定化学物質リスト」表1及び注釈をご参照ください。
- ・但し、「グローリー指定化学物質リスト」表1eに示す除外用途に該当する場合は含有禁止の対象外とします。

#### ②含有報告物質

- ・納入品(包装材を含む)に、「グローリー指定化学物質リスト」表2に記載の化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告してください。
- ・対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、及び含有率算出の考え方等の詳細については、「グローリー指定化学物質リスト」表2及び注釈をご参照ください。

#### ③含有管理物質

- ・納入品(包装材を含む)に、「グローリー指定化学物質リスト」表3に記載の化学物質が含有している場合、「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理してください。
- ・対象物質、対象となる条件、記録管理の内容、及び含有率算出の考え方等の詳細については、「グローリー指定化学物質リスト」表3及び注釈をご参照ください。

※ 「グローリー指定化学物質リスト」は常に最新版を下記URLに掲載しておりますので、こちらをご確認ください。

URL : <http://www.glory.co.jp/csr/stakeholder/partner/#anchor03>

#### 4-2 省エネルギー

- a) 使用時、待機時の省電力化に配慮している。
- b) 省エネルギー法、国際エネルギースタープログラムの対象となる納入品はそれに適合している。

#### 4-3 再資源化への配慮

- a) 納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一している。
- b) 納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用している。  
(使用を推奨する汎用プラスチック)  
ポリエチレン(PE)、ポリスチレン(PS)、ポリプロピレン(PP)、  
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン(ABS)
- c) 納入品は、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料(熱収縮シート等)を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していない。
- d) 納入品は、リサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装および、めっき処理を可能な限り行っていない。
- e) 納入品は、質量25g以上かつ、平らな部分の面積が200mm<sup>2</sup>以上のプラスチック部品すべてにJISまたはISOの規格に沿った材料表示を行っている。
- f) 納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、再生紙を使用している。
- g) リサイクルを困難にする複合材料(FRP)、繊維強化金属(FRM等)を使用していない。

#### 4-4 処理、処分の容易化

- a) 納入品を分解するために特殊工具を必要としない。
- b) 小型二次電池は法令に基づいた適切な表示を行っている。

#### 4-5 包装材の環境配慮

- a) 包装材の削減に配慮している。
- b) 回収、再利用、リサイクル等、環境に配慮している。
- c) 再生材料を使用している。
- d) 廃棄処理時にダイオキシン等の発生が予想される物質を含有していない。



## 5. 情報の提供

### 5-1 納入品に関する情報の提供

次の情報について、弊社からの問合せ時に速やかにご提供ください。

使用部材に関する情報（構成材料の種類、及び弊社指定化学物質の含有有無、含有量、含有率、使用目的、使用部位等）。

※情報提供は、JAMP<sup>\*8</sup> の情報伝達シート(AIS、MSDSplus)、または chemSHERPA<sup>\*9</sup>、弊社独自フォーマット、弊社の顧客が指定するフォーマット等によります。

### 5-2 非含有保証書、含有報告物質 (SVHC) 確認書の提出

納入品について、化学物質に関する非含有保証書、含有報告物質確認書の提出を依頼した場合は、速やかにご提出ください。

#### a) ご提出していただく書類

- ・ RoHS指令<sup>\*7</sup>の特定有害物質に関する非含有保証書 【様式 a】
- ・ 含有禁止物質に関する非含有保証書 【様式 b】
- ・ 含有報告物質 (SVHC) 確認書 【様式 c】

### 5-3 回答方法

弊社から提示する電子ファイルにデータを入力し、弊社担当部門へご提出ください。  
なお、提出後、変更があった場合には再提出をお願いいたします。

a) 非含有保証書、含有報告物質 (SVHC) 確認書については会社名、責任者名欄に捺印したものを提出ください。

b) JAMP AIS データについては下記より入力支援ツールをダウンロードし、別紙1の操作要領を参照の上、作成したデータ (XMLファイル) をご提出ください。

(操作要領の詳細が必要な場合は下記サイトをご参照ください)

URL : <http://www.jamp-info.com/ais>

c) chemSHERPAデータについては下記より入力支援ツールをダウンロードし、作成したデータ (XMLファイル) をご提出ください。

(操作要領の詳細が必要な場合は下記サイトをご参照ください)

URL : <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

\*7 : RoHS (Restriction on Hazardous Substances, Directive 2011/65/EU) 指令

欧州における電気電子機器に含まれる特定有害物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP) の使用制限に関する指令

\*8 : JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium

(アーティクルマネジメント推進協議会)

JAMPは、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。これまでに、情報開示・伝達のためのツールや、ガイドラインなどを発表しています。

\*9 : chemSHERPA (製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム)  
経済産業省の主導で、JAMP 及び旧JGPSSI を統合する形で作られたスキーム。  
製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するため、  
サプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。  
2016年4月、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が運用を開始しています。

## 6. 問合せ先

グローリー株式会社 品質・環境管理部  
〒670-8567  
兵庫県姫路市下手野1丁目3番1号  
TEL 079-297-8952  
FAX 079-297-3124  
E-mail green@ml.glory.co.jp

【改訂履歴】

第1版：2005年 7月21日	新規作成。
第2版：2005年12月15日	2. 環境方針の改正, 6. 問い合わせ先の変更。
第3版：2006年 4月 1日	様式類の宛先の変更。
第4版：2006年10月 1日	社名の変更, 2. 環境方針の改正, 3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準の変更 5. 情報の提供（様式, 記入, 作成方法）の変更 6. 問い合わせ先の変更
第5版：2007年 4月 1日	2. 環境方針の改正
第6版：2007年10月 1日	3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準の変更 4. 調達する製品に関する評価基準の変更 5. 情報の提供（様式, 記入, 作成方法）の変更 含有禁止基準の追加（別紙1） 全廃計画書（様式3, 5）の廃止
第7版：2008年 7月 1日	購買担当役員を変更 1. トップマネジメントの役職を変更
第8版：2009年 1月 5日	別紙 1 グローリー指定化学物質の変更 「グリーン調達調査共通化協議会」の改定内容の 折込み, 含有禁止の除外用途変更
第9版：2009年 4月 1日	6. 問合せ先の変更 様式類の宛先の変更
第10版：2010年 2月15日	3. お取引先様の環境保全活動に関する評価基準の変更 4. 調達する製品に関する評価基準の変更 5. 情報の提供（様式, 記入, 作成方法）の変更 別紙 1 グローリー指定化学物質の変更 ・ PFOS を含有禁止物質に追加 ・ SVHC (高懸念物質) を含有報告物質として追加。 ・ 様式-5含有報告物質 (SVHC) 確認書を新設 ・ 情報伝達シート (AIS, MSDSplus) を追加導入
第11版：2010年 6月25日	トップマネジメントを変更
第12版：2010年12月 1日	グローリー指定化学物質の詳細を, 新設した「グローリー 指定化学物質リスト」に移行
第13版：2011年3月 1日	6. 問い合わせ先(電話番号)の変更
第14版：2013年3月 1日	4. 4-1 瑕疵担保責任について追記 5. 5-3 回答ツールのバージョンアップに伴い操作マニュアルを 全面改正
第15版：2014年4月 1日	3. 3-3, 4. 4-1, 5. 5-3 項に記載のURLを変更 6. 問合せ先 E-mailアドレスを変更 様式の全面改正 【様式 a】, 【様式 b】, 【様式 c】
第16版：2016年 4月 1日	トップマネジメントを変更 6. 問合せ先の変更, 様式類の宛先の変更
第17版：2017年2月 1日	5. 5-3 項に記載のURLを変更
第18版：2017年8月 1日	5. 5-3項(回答方法の変更) ・ グリーン調達調査回答ツールの削除 ・ chemSHERPA(ケムシエルパ)の追加
第19版：2018年 4月 1日	環境方針を改訂

RoHS指令の特定有害物質に関する

**非含有保証書**

業者コード:

会社名



責任者名(役職名)

当社は、貴社へ納入する納入品の中で、下記部品リスト(補助リストを含む)で示す納入品(付属品、包装材料など当社調達品を含む製品・部品・ユニットなど)に含まれる、下記の特有害物質の含有について、下記のとおりであることを保証いたします。

なお、非含有とは、各部品を構成する素材の質量に対し、各物質の含有率が、各最大含有率を超えないことをいいます。また、別紙「含有禁止の除外用途」に該当する用途は、非含有とします。

- 下記の全品目が、下記の全物質非含有である。
- 一部の品目で、一部の物質を含有しているがその他の品目は、下記の全物質非含有である。  
詳細は、下記の部品リストに記載しています。

本回答における当社担当窓口

氏名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
e-mail \_\_\_\_\_

記

1. 対象となる特定有害物質と最大含有率

物質名称									
最大含有率									

2. 対象となる部品リスト( / 枚)

No.	品目コード	品目名	メーカー名	型式	含有の有無	含有する物質
1					選択してください	
2					選択してください	
3					選択してください	
4					選択してください	
5					選択してください	
6					選択してください	
7					選択してください	
8					選択してください	
9					選択してください	
10					選択してください	
11					選択してください	
12					選択してください	
13					選択してください	
14					選択してください	
15					選択してください	
:						
:						
99					選択してください	
100					選択してください	

グローリー株式会社  
品質・環境管理部 宛

含有禁止物質に関する  
**非含有保証書**

業者コード:

会社名



責任者名(役職名)

当社は、下記部品リスト(補助リストを含む)で示す品目に含まれる下記の含有禁止物質の含有について、下記のとおりであることを保証します。

なお、各物質の非含有の条件は、別紙「化学物質の含有禁止基準」によります。

- 下記の全品目が、下記の全物質非含有である。
  - 一部の品目で、一部の物質を含有しているが、その他の品目は、下記の全物質非含有である。
- 詳細は、下記の部品リストに記載しています。

本回答における当社担当窓口

氏名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
e-mail \_\_\_\_\_

記

1. 対象となる含有禁止物質

No.	物質名	CAS No.	法 <sup>注1</sup>	No.	物質名	CAS No.	法 <sup>注1</sup>
1	アスベスト類	-	③	20	ディルドリン	60-57-1	①
2	一部のアゾ染料・顔料	-	③	21	エンドリン	72-20-8	①
3	オゾン層破壊物質(CFC類、特定ハロン類、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC類、臭化メチル)	-	②	22	DDT	50-29-3	①
4	PFOS/ PFOS類縁化合物	-	①	23	クロルデン類	-	①
5	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	1336-36-3	①	24	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	-	①
6	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	61788-33-8	③	25	2,4,6-トリローターシャリーブチルフェノール	732-26-3	①
7	一部の短鎖型塩化パラフィン	-	②	26	トキサフェン	8001-35-2	①
8	三置換有機スズ化合物	-	③	27	マイレックス	2385-85-5	①
9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	56-35-9	①	28	ケルセン	115-32-2	①
10	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	③	29	ヘキサクロロプロタ-1,3-ジエン	87-68-3	①
11	ジブチルスズ化合物(DBT)	-	③	30	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾル-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	①
12	ジオクチルスズ化合物(DOT)	-	③	31	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	①
13	フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)	-	②	32	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	①
14	ホルムアルデヒド	50-00-0	④	33	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	①
15	リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)	126-72-7	③	34	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9	①
16	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)	545-55-1	③	35	クロルデコン	143-50-0	①
17	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	70776-03-3	①				
18	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	①				
19	アルドリン	309-00-2	①				

注) 1 主な適用法、参照基準等

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)(第1種特定化学物質)
- ② JIG(Joint Industry Guide)

- ③ REACH規則「制限」
- ④ オーストリア法、リニア法

2. 対象となる部品リスト( / 枚)

No.	品目コード	品目名	メーカー名	型式	含有禁止物質の含有状況	含有する物質No.
1					選択してください	
2					選択してください	
:					選択してください	
:					選択してください	
99					選択してください	
100					選択してください	

## 含有報告物質(SVHC)確認書

業者コード:

会社名

責任者名(役職名)

責任者印

含有報告物質(SVHC)の含有について、下記の状況であることを確認しております。  
(含有報告物質:表2a\_SVHCリスト[\*\*\*物質\_\*\*\*\*]\*\*参照)

※提出書類に変更が生じた場合あるいは提出書類に変更がなくても材料  
工程などに変更が生じた場合には、再提出をお願いします。

本回答における当社担当窓口

氏名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
e-mail \_\_\_\_\_

濃度計算上の分母は納入品の総重量当たりです。↓

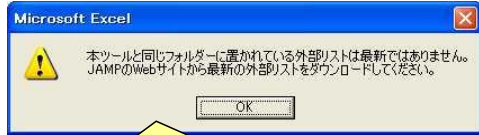
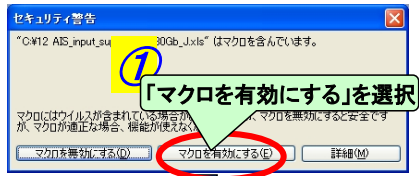
No.	品目コード	品目名	メーカー名	型番	高懸念物質 (SVHC)の濃度	濃度が 0.1wt%超の 物質のNo.
1					選択してください	
2					選択してください	
3					選択してください	
4					選択してください	
5					選択してください	
6					選択してください	
7					選択してください	
8					選択してください	
9					選択してください	
10					選択してください	
11					選択してください	
12					選択してください	
13					選択してください	
14					選択してください	
15					選択してください	
16					選択してください	
17					選択してください	
18					選択してください	
19					選択してください	
20					選択してください	
:					選択してください	
:					選択してください	
98					選択してください	
99					選択してください	
100					選択してください	

以上

GEP872-c1:\*\*\*\*-\*\*-\*\*

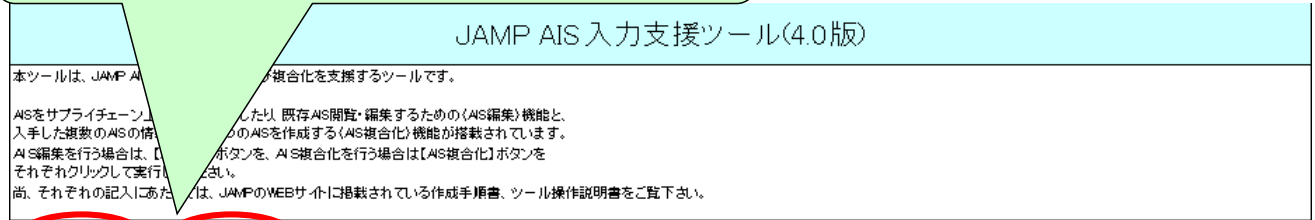
# JAMP AIS 入力支援ツール(ver4.0) 操作要領

1. 支援ツール (EXCEL)を開きます。



インターネットに接続可能な状態で入力支援ツールを起動すると、外部リストの状態により、どちらかのダイアログが表示されます。「最新ではありません」が表示された場合はJAMPのサイトから、最新版の外部リストをダウンロードした後、支援ツールを開き直してください。

作業モード選択ボタンを押下し、機能を選択  
 「AIS編集」:新規AISの作成、既存AISの参照および編集を行う。  
 「AIS複合化」:既存AISの複合化を行う。



**ツールの起動について**  
 本ツールの動作環境は以下の通りです。  
 Windows XP SP3以降  
 Windows 2000 SP3以降  
 画面 1024 × 768 ドット以上  
 ツールの正常動作には、Excelマクロが有効となっている必要があります。Excel2003以前の標準的な環境では、起動時にマクロの有無の確認されますので、有効を選択してください。Excel2007以降の環境をお使いの場合、起動時にマクロが自動的に無効化されている場合があります。お使いの環境に合わせてマクロを有効化してください。

**外部リストについて**  
 本ツール(バージョン4)は、物質/材質/各種該当法令の適用除外等の外部ファイル化したため、単独では動作しません。JAMPのWebサイトで配布されている外部リストファイルの本ツールと同一フォルダに配置してください。(標準的なファイル名は「JAMP.MSDplus\_AIS\_EXLIST\_改訂日付.xls」です。異なる際は、ファイル名を変更しないでください。)外部リスト内のバージョンは下記欄に表示されています。物質リスト改訂の際は外部リストの更新版が配布されますので、常に最新版を使用することを推奨します。  
 【最新版を確認】ボタンもしくは起動時に自動でJAMPのWebサイトをチェックし、更新版が配布されているか確認できます。(起動時の自動確認は動作設定シートで無効化できます)

外部リスト	材質リスト 2.00
	物質リスト 3.00

このボタンを押下すると、本ツールと同一フォルダに置かれた外部リストのバージョンが最新版かどうか確認できます。

最新版を確認

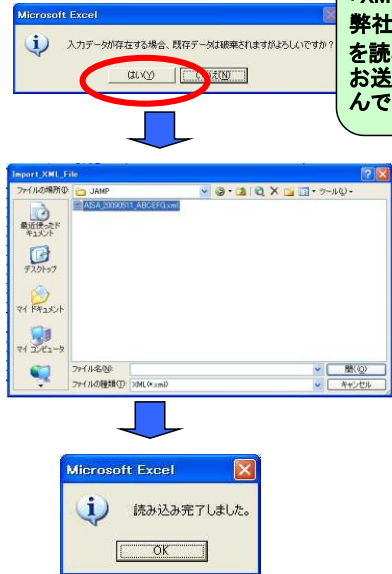
**このツールで扱うことのできるファイル**  
 本ツールでは下記のXML形式のファイルのみ扱うことができます。  
 JAMP認定ツールから出力されたAIS4.0形式のファイルです。このツールからは成分表シートの【XML出力】ボタンから作成できます。(標準的なファイル名は「AIS44もしくは AISB44出力日付[発行者型等/英字表記].xml」です)

④ 「言語設定、他を入力後、2.一般情報シートの入力の説明(2ページ)へ進んで下さい。

③ 言語設定の切り替え、その他設定 「AIS編集」モードを選択後、「動作設定シート」に切り替、言語設定の欄のプルダウンから選択する。 ※5.動作設定の説明(7ページ)参照。

④ 言語設定、他を入力後、6. AIS復号化の説明(8ページ)へ進んで下さい。

## 2. 一般情報シートの入力



① 「XML読み込み」ボタンを押下して弊社よりお送りしたXMLファイルを読み込んでください。お送りしていない場合は次へ進んでください。

② 太枠内を記入してください。  
\* 印のある欄は必須入力

\* 印「必須」とされているデータは必ず入力をお願いします。必須項目が未記入の場合、セルの色がオレンジで表示されます。項目名が灰色の部分には、ツールが自動設定します。

XML読み込み		太枠内をご記入ください。 * 印のある欄は必須入力です	
AISに関する情報			
使用書式	Ver.4.0	自動生成されるので記入不要	
材質リスト	2.00	自動生成されるので記入不要	
物質リスト	3.000	自動生成されるので記入不要	
GPシートID	9999999999999999	JAMPが版号・管理する番号	
シート整理番号		発行者内部管理番号	
初版	発行日付 *	初版の発行日(例: 2012-02-01)	
改訂	改訂日付 *	改訂がある場合は必須(例: 2012-03-01)	
	改訂履歴 *	版数を3桁までの数字で記入(例: 1.2 ...999)	
超 びな形から抽出			
会社名	英字表記 *	半角英数限定で200文字まで記入できます	
	母国語表記 *	全角、半角で200文字まで記入できます	
会社ID	登録機関ID	例: DUNS:0060, CITI0147	
	企業ID	で管理する発行者会社の企業ID	
	部門名 *	200文字まで記入できます	
	住所 *	200文字まで記入できます	
発行部門	電話番号 *	100文字まで記入できます	
	FAX番号 *	半角英数限定で100文字まで記入できます	
	メールアドレス	半角英数限定で100文字まで記入できます	
作成部門	部門名	作成部門が発行部門と異なる場合に記入。全角、半角で200文字まで記入できます。	
	電話番号	半角英数限定で100文字まで記入できます	
	追加情報	発行者が任意に使用してよい。全角、半角で200文字まで記入できます	
3. 成成品情報			
製造者会社名 *		全角、半角で200文字まで記入できます。例: YYYYY製造株式会社	
一般商品名 *		全角、半角で200文字まで記入できます。例: セラミックコンデンサ	
発行者型番	英字表記 *	半角英数限定で200文字まで記入できます	
	母国語表記 *	全角、半角で200文字まで記入できます	
複数品名・シリーズ品名			
発行者備考			
4. 組成成分情報(成成品)			
成成品	報告単位 *	選択肢からえらんでください	
	質量 *	選択肢からえらんでください	
	質量単位 *		
組成成分情報に関する宣言	0. 本製品は報告物質該当法令等に該当する物質の含有を確認されていません		
材質質量総計	集計	成分表から計算した材質総計です	
GADSL	1. GADSLを対象とする	成型品質量に対する材質総計の比です	
JIG	1. JIGを対象とする	Ver.4では「対象とする」のみが有効です Ver.4では「対象とする」のみが有効です	
引用文献・制約/注意事項		全角、半角で200文字まで記入できます	

このボタンを押下すると「動作設定」シートの発行者会社情報がコピーされます。  
※同じ情報の繰り返し入力に利用。

「集計」ボタンを押下すると、「成分表」シートに入力されている材質情報から、材質質量の総計と、成成品中に占める割合を計算し表示します。  
同時に「集計」シートに材質情報集計結果と物質情報集計結果を表示します。  
「成分表シート」の「集計」ボタンも同じ機能です

AISで対象とする報告物質該当法令に該当する物質の含有が無いことを確認している場合は、「0. 本製品は、... 含有は確認されていません」を選択してください

「報告物質に関する、アーティクルの安全な使用を可能にする情報」などを記載してください(任意)。但し、「意図的放出物質があるアーティクル」については、その旨および登録情報などがある場合、それらについては、必ず記



3. 成分表の情報を入力します

⑫ [集計]ボタンで押すことで、入力内容からサマリを抽出し「集計シート」ならびに「一般情報シート」に積算した結果を表示します。集計処理を行う前に、成形品の質量と単位、成分表の物質含有率が正しく入力さ

⑪ AISの出カールールから外れていないか、入力内容をチェック。一般情報シート、成分表シート、依頼者情報シートに入力された情報をチェックし、結果が表示されます。

⑬ 保存先ファイル名の指定画面が現れます。ファイル名は、「AISA4\_+製品型番」が自動的に付けられます。尚、入力データにエラーが存在する場合のファイル名は「AISA4\_+ERROR\_+製品型番」となります。

⑧ 均質材質あたりの報告物質の含有率を記入する。記入は平均値または最大値による固定値とする。有効数字3桁(4桁目は四捨五入)で記入し、%は付けない。材質毎の含有率の合計は、100%が望ましい。

4. 組成成分情報

成分表初期化 集計  
選択行削除 物質情報更新 エラーチェック XML一時保存 XML出力

階層						部品		材質		物質		物質													
追加	追加	追加	追加	追加	追加	名称	質量	単位	公的規格	備考	CAS番号	物質名	含有率	質量	単位	備考	該当	備考	該当	備考	該当	備考	該当	備考	該当
							100.0	g			10022-31-8	Barium-nitrate	20.0%	20.0	g										
											10022-48-7	Chromic acid (H2Cr2O7), diilithium salt, dihydrate	0.5%	0.5	g				1						1

⑨ 材質あたりの報告物質の含有量をwt% (含有率)からの計算値で記入する。材質の質量から自動計算される。注意:員数を乗じた値を記入しないこと。

① 複合化した成形品の構成を階層として記入する。原部品AISを新規作成する場合には記入しない。階層を記入する場合は、名称と員数は記入が必須です。

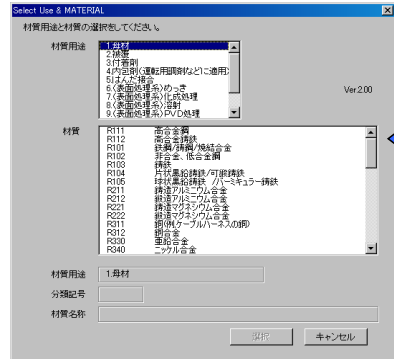
② 材質及び報告物質を含有する部品の名称を記入する。複数の部品から成る場合は、部品追加ボタンで行を追加。

④ その材質の重量、単位を記入する。各材質の合計が「一般情報シート」に記載した成形品の質量の、100%となるのが望ましい。

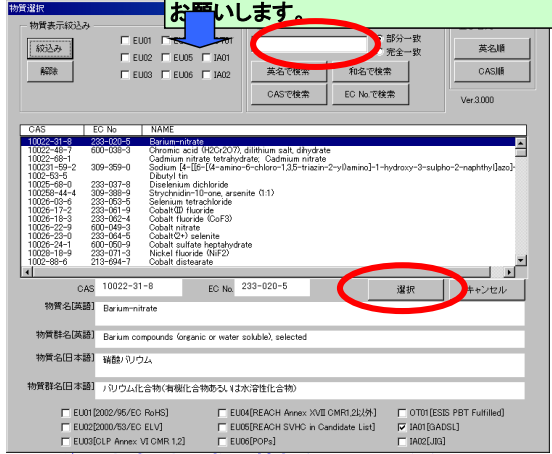
③ 均質材料ごとに分けて、材質用途を入力したいセルを選択し、材質欄の[選択]ボタンを押すと材質選択ダイアログが表示されます。選択肢から材質用途および材質を選んで[選択]を押下すると、選択されていたセルに材質用途・分類記号および名称が入力されます。(キャンセルボタンを押下した場合は、成分表への入力なしで画面が閉じます)

⑤ 材質(材料)の組成を、JISなど国際的に認知される規格で表現できる場合は記入する。

⑥ セルを選択後、物質選択ボタンを押して表示される物質選択ダイアログを使用し該当の物質を、CAS番号または物質名で検索、選択ボタンを押すと自動的に検索し、選択されていた物質行の「CAS番号、物質名および各法令の該当フラグ」が入力されます。(キャンセルボタンを押下した場合は、成分表への入力なしで画面が閉じます)ダイアログに表示されない物質の場合、手入力をお願いします。



\*印「必須」とされているデータは必ず入力をお願いします。必須項目が未記入の場合、セルの色がオレンジで表示されます。項目名が灰色の部分には、ツールが自動設定します。作成者での編集はできません。



⑦と⑩は次のページに記載しています

<留意事項>

めっき皮膜、塗装皮膜、熱硬化性樹脂、はんだ、接着剤などは、生産工程で新規物質の生成、揮発等の化学変化を生じるため、加工後に生成される物質情報を記入してください。

3. 成分表の情報を入力します(つづき)

GH Annex XVII		POPs Annex I		ELV		RoHS		GADSL		JIG		任意報告物質		
CODE	物質用途	該当	CODE	物質用途	該当	CODE	適用除外	該当	CODE	適用除外	該当	備考	該当	備考
					1	0045	2(c)	1	0205	1(b)	D/P		R	

各行の報告された材質の小計を自動集計した結果が表示される

材質質量 ×員数	物質質量 ×員数	質量単位
	20.0	mg
		0.5 mg



下記法令に該当する物質の場合、各法令に対応する適用除外、他の項目選択画面が表示されます。該当の除外項目、他を選定し、選択ボタンを押すと、適用除外等のセルへ自動的に記述されます。  
 ■ELV指令、RoHS指令は、含有物質が適用除外用途に該当する場合は、該当する適用 除外項目を選択する。(該当の場合必須、選択肢限定)  
 ■REACH Annex XVII、POPs Annex Iの制限用途に該当する場合、制限用途欄に表示される。(該当の場合必須、選択肢限定)



任意に物質を報告する場合、[1]を記載。また、その他の法規制情報として、製品が該当すると判断される法規制が別にある場合もこの記入欄を使用し、備考欄に該当法令を記入する。

ELVの適用除外の選択

ELV適用除外の選択

適用除外の選択をしてください。適用除外に該当が無い場合は、[適用除外無し]を含有が閾値以下の場合は[閾値以下]をクリックしてください。

選択条件  
 リストより選択  適用除外無し  閾値以下

検索

適用除外表示絞り込み  
 水銀  カドミウム  鉛  六価クロム

期限内  期限外

1(a) 重量で0.35wt%までの鉛を含む機械加工用のアルミ材及び鉛垂吊り金具部品  
 1(b) 重量で0.35wt%までの鉛を含む連続生産品  
 2(a) 重量で2wt%までの鉛を含む機械加工用のアルミ材。2008年7月1日以前に市場投入された車両  
 2(b) 重量で1.5wt%までの鉛を含む機械加工用のアルミ材。2008年7月1日以前に市場投入された車両  
 2(c) 重量で0.4wt%までの鉛を含む合金

3 重量で4wt%までの鉛を含む合金  
 4(a) ヘアリングシェル及びアッシュ。2008年7月1日以前に市場投入された車両の補修部品として。  
 4(b) エンジン、トランスミッション、エアコンプレッサー用途のヘアリングシェル及びアッシュ。2011年7月1日  
 5 パナール  
 6 ハイプレッシュジョイント。2016年1月1日までに型式認定された車両とその補修部品として。  
 7(a) プレキホース、燃料ホース、エアベネチチューブ、車体のエラストマー/金属部品、エンジンマウントの工  
 7(b) プレキホース、燃料ホース、エアベネチチューブ、車体のエラストマー/金属部品、エンジンマウントの工

記号 2(c)  水銀  カドミウム  鉛  六価クロム

期限 2016/07/01  期限内  期限外  保守部品  保護部品

原文 Aluminium with a lead content up to 0.4 % by weight

参考訳 重量で0.4wt%までの鉛を含む機械加工用のアルミ材

RoHSの適用除外の選択

RoHS適用除外の選択

適用除外の選択をしてください。適用除外に該当が無い場合は、[適用除外無し]を含有が閾値以下の場合は[閾値以下]をクリックしてください。

選択条件  
 リストより選択  適用除外無し  閾値以下

絞り込み  
 全カテゴリ  カテゴリ-89(医療、監視測定機器)

すべて  水銀  カドミウム  鉛  六価クロム  PBB  PBDE

期限内  期限外

文字検索

1(a) 一般照明用途 30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形の型蛍光灯であって水銀含有量が1.5mg/g以下  
 1(b) 一般照明用途 30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形の型蛍光灯であって水銀含有量が1.5mg/g以下  
 1(c) 一般照明用途 50W以上150W未満/電球形およびコンパクト形の型蛍光灯であって水銀含有量が1.5mg/g以下  
 1(d) 一般照明用途 150W以上/電球形およびコンパクト形の型蛍光灯であって水銀含有量が1.5mg/g以下  
 1(e) 一般照明用途で球形または筒型コンパクトの直径17mm以下/電球形およびコンパクトの径は特殊用途用/電球形およびコンパクト形の型蛍光灯であって水銀含有量が1.5mg/g以下  
 2(a)(1) 3波長形蛍光灯を使用した標準寿命かつランプ径39mm未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光灯  
 2(a)(2) 3波長形蛍光灯を使用した標準寿命かつランプ径39mm以上17mm以下(例 T5)/一般照明用途  
 2(a)(3) 3波長形蛍光灯を使用した標準寿命かつランプ径17mm径23mm以下(例 T8)/一般照明用途  
 2(a)(4) 3波長形蛍光灯を使用した標準寿命かつランプ径30mm径(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光灯  
 2(a)(5) 3波長形蛍光灯を使用した標準寿命かつランプ径30mm径(例 T12)/一般照明用途の直管蛍光灯  
 2(b)(1) 直管蛍光灯以外の100時間寿命を使用したランプ(後の規定なし)/その他の蛍光灯/ランプ  
 2(b)(2) 直管蛍光灯以外の100時間寿命を使用したランプ(後の規定なし)/その他の蛍光灯/ランプ  
 2(b)(3) 直管蛍光灯以外の100時間寿命を使用したランプ(後の規定なし)/その他の蛍光灯/ランプ

記号 1(b)  水銀  カドミウム  鉛  六価クロム

開始日 2010/09/25  カドミウム  PBB  PBDE

期限 2016/07/20  鉛  PBDE

原文 Mercury in single capped (compact) fluorescent lamps for general lighting purposes ≥ 30 W and < 50 W not exceeding (per burner) 35 mg

参考訳 一般照明用途 30W以上50W未満/電球形およびコンパクト形の型蛍光灯であって水銀含有量が1.5mg/g以下

REACH Annex XVII / POPs Annex I 物質用途選択画面

物質用途の選択

EU04:REACH Annex XVII  
 0:DBT(ジブチルスズ化合物)

物質用途の選択をしてください。該当がない場合は、XX-99を、本AISで報告しおとしていた成形品によって該当の判断ができない場合はXX-0を選択してください。

DBT-0 判断できない  
 DBT-1 一般向けで、1 液および 2 液室温硬化型シーラント (RTV-1およびRTV-2シーラント) お  
 DBT-2 一般向けで、製品塗布時に触媒としてDBT化合物を含有する塗料および塗装  
 DBT-3 一般向けで、軟質ポリ塩化ビニル(PVC)真物品(単独または硬質PVCとの共押出のいずれい  
 DBT-4 一般向けで、屋外用塗料を意図される際に安定剤としてDBT化合物を含むPVC塗装塗料  
 DBT-5 一般向けで、屋外の雨どいや器具、屋根および壁面の被覆材  
 DBT-98 スズ換置0.1wt%以下の含有  
 DBT-99 該当なし

記号 DBT-0 発効日 2009/06/01 期限

原文 No information to specify the intended use

参考訳 判断できない

“成分表シート”の「集計」ボタンをクリックすることで、本シートの記載内容が成分表シートより自動生成されます。

材質情報集計結果

分類記号	材質名称	質量(g)
P389	その他の非鉄金属	100.0

物質情報集計結果

CAS番号	物質名	質量(g)	SVHC		Annex XVII	RoHS	
			該当	成形品中濃度	該当	該当	材質中最大濃度
10022-48-7	Chromic acid (H <sub>2</sub> Cr <sub>2</sub> O <sub>7</sub> ), dilithium salt, dihydrate	0.5	-		1	1	0.5%

CAS番号、物質名、質量等物質情報が集計されます。また、SVHC、REACH Annex XVII、RoHS指令対象物質該当の有無、含有される場合成形品中のSVHC濃度、RoHS指令対象物質の材質中最大濃度が集計されます。

4. 依頼者情報

“動作設定シート”の「依頼者会社情報ひな形」の内容が表示されます。  
 依頼者情報自体の入力は(JAMPAISVer4.0では任意)です

依頼者情報(任意)

		ひな形から読出	
会社ID	会社名		全角、半角で200文字まで記入できます
	登録機関ID		DUNSなど登録機関のID
	企業ID		上記登録機関で管理する発行者会社の企業ID
依頼部門	部門名		全角、半角で200文字まで記入できます
	住所		全角、半角で200文字まで記入できます
依頼部門 担当者	氏名		全角、半角で100文字まで記入できます
	電話番号		半角英数限定で100文字まで記入できます
	FAX番号		半角英数限定で100文字まで記入できます
	メールアドレス		半角英数限定で100文字まで記入できます
	提出年月日		このAISの提出日(例:2012-02-01)
	依頼者型番 1		全角、半角で200文字まで記入できます
	発行者型番 1		全角、半角で200文字まで記入できます
	依頼者型番 2		全角、半角で200文字まで記入できます
	発行者型番 2		全角、半角で200文字まで記入できます
	依頼者型番 3		全角、半角で200文字まで記入できます
	発行者型番 3		全角、半角で200文字まで記入できます
	依頼者型番 4		全角、半角で200文字まで記入できます
	発行者型番 4		全角、半角で200文字まで記入できます
	依頼者型番 5		全角、半角で200文字まで記入できます
	発行者型番 5		全角、半角で200文字まで記入できます
	依頼者型番 6		全角、半角で200文字まで記入できます
	発行者型番 6		全角、半角で200文字まで記入できます
	依頼者備考 1		全角、半角で80文字まで記入できます
	依頼者備考 2		全角、半角で80文字まで記入できます
	依頼者備考 3		全角、半角で80文字まで記入できます

「依頼者型番1」は当社の品番で、記入が必須です。  
 不明な場合は当社依頼元までお問い合わせください。  
 依頼者備考1~3 は当社依頼元から指示がある場合、記入をお願いします。



6. AIS復号化

削除したい行を選択し[削除]ボタンを押すと選択されていた行が削除されます。

追加したAISの内容確認  
追加したファイルの一般情報の内容がシート右部に表示されます。  
[表示切替]のラジオボタンを選択すること内容が切り替わります。

### AIS複合化

表示切替

- 1. AISに関する情報を表示
- 2. 発行者会社情報を表示
- 3. 成形品情報を表示
- 4. 組成成分情報(成形品)を表示
- 5. その他の情報を表示
- 発行者情報を表示
- 依頼者型番等を表示

追加 削除 複合化実行

ファイル名	使用量	報告単位	員数	使用書式	リストバージョン	材質	物質
AISA4_xxxxxxxxx.xml		個	1.0	Ver.4.0	2.01	3.010	
AISA4_xxxxxxxxx.xml		個	3.0	Ver.4.0	2.01	3.010	

① ファイルの追加  
「ファイル名」欄のセルを選択した状態で[追加]ボタンを押下すると、複合化対象のAISファイルを選択するダイアログが起動します

② 複合化するAISを選択し、[開く]ボタンを押下すると、AISの内容を読み込んで、シートに表示されます。ファイルは複数同時指定することができます

③ ファイルを1つ以上追加した状態で、[複合化実行]ボタンをクリックすると、複合化が実行されます。使用量(報告単位が「個」以外の場合)と員数は必須入力です。

#### 1. AISに関する情報

シート整理番号	初版		改訂	
	発行日付	改訂日付	改訂履歴	
	2012/1/16			
	2012/1/16			

#### 2. 発行者会社情報

会社名		会社ID		発行部門				作成部門	
英字表記	母国語表記	登録機関ID	企業ID	部門名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	部門名

#### 3. 成形品情報

製造者会社名	一般商品名	発行者型番		複数品名・シリーズ品名		発行者備考
		英字表記	母国語表記			

#### 4. 組成成分情報(成形品)

報告単位	成形品		組成成分情報に関する宣言
	質量	質量単位	

#### 5. その他の情報

引用文献・制約/注意事項

#### 依頼者情報(任意)

会社名		会社ID		依頼部門		依頼部門担当者			提出年
英字表記	母国語表記	登録機関ID	企業ID	部門名	住所	氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス

依頼者型番等		発行者型番		依頼者型番		発行者型番		依頼者備考		
依頼者型番 1		発行者型番 1		依頼者型番 2		発行者型番 2		依頼者備考 1	依頼者備考 2	依頼者備考 3